

茨城県報

号外第284号

昭和55年10月9日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規 則

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(職業安定課) 1

告 示

●中高年齢失業者職場適応訓練基準の一部改正(職業安定課) 11

規 則

茨城県規則第68号

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年10月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県職場適応訓練委託規則(昭和38年茨城県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び離農転職者」を削る。

第4条第1項中「公共職業安定所長は、」の次に「職場適応訓練(短期の職場適応訓練(以下「職場実習」という。))を除く。))」を加え、「(様式第1号(1)。以下「通知書」という。))」を「(様式第1号(1))」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 公共職業安定所長は、事業主の同意を得たうえで職場実習を行つたときは、短期の職場適応訓練(職場実習)実施あつ旋通知書(様式第1号の2)により、当該事業所の当該職場実習に係る求人票の写しを添付して、知事に連絡するものとする。

第4条に次の1項を加える。

3 公共職業安定所長は、前2項の指示を変更し、又は取り消したときは、
職場適応訓練 短期の職場適応訓練
訓練 受講指示変更 取消し 連絡通知書(様式第2号)により知事に連絡するものとする。

第5条第1項中「職場適応訓練」の次に「(職場実習を除く。))」を加える。

第6条第1項を次のように改める。

知事は、第4条第1項若しくは第2項の通知書、又は前条の申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは職場適応訓練委託契約書(様式第1号(3))又は短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約書(様式第1号の2)により委託契約を締結する(職場実習であつて、

次条の特例委託契約に係るものである場合を除く。)ものとする。

第6条第3項中「締結したとき」の次に「又は次条の特例委託契約に係る職場実習の実施を決定したとき」を加え、「職場適応訓練実施決定通知書」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)実施決定通知書」に改める。

第17条を第18と条する。

第16条第1項中「職場適応訓練実績報告書」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)実績報告書」に改め、「(様式第8号)」の次に「(特例委託契約に係る職場実習にあつては、毎月10日までに、前月中に終了した職場実習分について、短期の職場適応訓練(職場実習)実績報告書(特例契約事業所用)(様式第9号))」を加え、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条第1項第2号中「受託事業主が、」の次に「職場適応訓練費を他の用途に使用した場合その他」を加え、同項第5号中「当該職場適応訓練生が前2号に規定する者以外の者である場合は、」を削り、同条第2項中「職場適応訓練委託契約変更解除通知書」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約変更解除通知書」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「職場適応訓練委託契約変更解除協議書(様式第2号)」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約変更解除協議書様(様式第5号)」に改め、同条第3項中「職場適応訓練委託契約変更・解除通知書」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約変更解除通知書」に、「職場適応訓練委託契約変更・解除不同意通知書」を「職場適応訓練短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約変更解除不同意通知書」に改め、同条を第13条とする。

第11条第2項中「支給要領」を「支給要項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項から第5項までを次のように改める。

2 前項に規定する職場適応訓練費のうち、職場実習以外の職場適応訓練に要する費用(以下この項において「訓練費」という。)の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 訓練費は、次の各号に該当する場合を除き、職場適応訓練生1人につき月額14,000円とする。

(2) 次のア又はイに該当する職場適応訓練に係る訓練費は、前号の規定にかかわらず、職場適応訓練生1人につき月額15,000円とする。

ア 55歳以上65歳未満の者に対して、雇用対策法の基に基づき中高年齢者の能力に適合すると認められる職種を定める件(昭和51年9月28日労働省告示第100号)第2号に掲げる職種に係る職場適応訓練。

イ 別表に掲げる基準に該当する重度の身体障害者又は精神薄弱者に係る職場適応訓練。

(3) 前2号の規定にかかわらず、次のア又はイに該当する場合の訓練費の額は、職場適応訓練が行われた日について、1月を25日として日割計算をし、1円未満の端数を切り捨てて得た額と

する。

ア 職場適応訓練が月の途中で開始され、若しくは修了し、又は第14条第1項の規定により委託契約が月の途中で解除された場合。ただし、月の初日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)であるため、その翌日から職場適応訓練が開始された場合で、当該月において職場適応訓練が行われた日が16日以上であるときを除く。

イ 月の初日から末日までが職場適応訓練の期間になつている場合で、当該月において職場適応訓練が行われた日が16日未満であるとき。

3 職場実習に要する費用の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、これにより算定された1月についての額が前項の月額を超えるときは、当該月額とする。

(1) 職場実習が行われた日について、職場実習生1人につき、日額560円とする。

(2) 職場実習が次のア又はイに該当する場合は、前号の規定にかかわらず、職場実習生1人につき、日額600円とする。

ア 55歳以上65歳未満の者に対して、雇用対策法の規定に基づき中高年齢者の能力に適合すると認められる職種を定める件(昭和51年9月28日労働省告示第100号)第2号に掲げる職種に係る職場実習。

イ 別表に掲げる基準に該当する重度の身体障害者又は精神薄弱者に係る職場実習。

4 前2項の規定により職場適応訓練費の額を算定する場合において、日曜日及び国民の祝日(これらの日を休日扱いにしない事業所にあつては、それらの日の代替日として事業所が定めた休日)以外の日で事業所が定める休日は、職場適応訓練が行われた日とみなす。

5 受託事業主は、職場実習以外の職場適応訓練の場合にあつては、毎月5日までに前月の職場適応訓練に係る職場適応訓練費請求書(様式第4号)を、職場実習にあつては、職場実習終了後速やかに当該職場実習に係る職場適応訓練費(職場実習分)請求書(様式第4号の2)を所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出し、職場適応訓練費の支給を受けるものとする。

第10条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「職場適応訓練を受ける者(以下「職場適応訓練生」という。)」を「職場適応訓練生」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職場適応訓練生が訓練として行う作業及び通勤途上における負傷、疾病、廃疾又は死亡に対する保護については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 職場適応訓練生は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第27条第5号に該当する者として同法第29条に規定する団体(以下「茨城県職場適応訓練受講者組合」という。)を結成し労働者災害補償保険に加入するものとする。

(2) 前号の組合の代表者は、茨城県商工労働部職業安定課長とし、組合に関する事務は職業安定課が行うこととする。

- (3) 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の24に規定する給付基礎日額は、茨城県訓練手当支給要項(昭和50年12月10日城県茨告示第1255号)第5条第2項及び同条第3項に掲げる者にあつては3,000円とする。ただし、受給資格者等であつて当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は船員保険法に基づく失業保険金受給資格者であつて当該失業保険金の額の算定の基礎となる標準報酬日額が2,500円を超え10,000円以下の者にあつては、同給付基礎日額の決定基準額(2,500円, 3,000円, 3,500円, 4,000円, 5,000円, 6,000円, 7,000円, 8,000円, 9,000円及び10,000円)に相当する額のうち、当該基本手当の額の算定の基礎となる賃金日額又は当該失業保険金の額の算定の基礎となる標準報酬日額の直近の高い額とし、10,000円を超えるものにあつては10,000円とする。

第8条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(職場実習に係る特例委託契約)

第7条 知事は、別に定める基準に従つて、事業主との間に、各年度ごとに、職場実習の実施について、年間の委託契約を締結することができる。

- 2 第5条の規定は、前項の委託契約(以下「特例委託契約」という。)の締結について準用する。この場合において、第5条第1項中「職場適応訓練受託申込書(様式第1号(2))」とあるのは「短期の職場適応訓練(職場実習)特例受託申込書(様式第1号の3(1))」と読み替えるものとする。

- 3 知事は、短期の職場適応訓練(職場実習)特例受託申込書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託契約書(様式第1号の3(2))により特例委託契約を締結するものとする。

別表中「(第10条第2項)」を「(第11条第2項第1号ア)」に改める。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2 (第4条第2項, 第6条第1項)

短期の職場適応訓練(職場実習)実施あつ旋通知書

城県茨知事 殿

下記のとおり, 職場実習の実施のあつ旋をします。

昭和 年 月 日

公共職業安定所長 ㊟

記

1 職場実習対象者(受講指示済)

氏 名	性別	年 齢	住 所	指 示 年月日	対象者 の要件	実 習 期 間	実習 職種	※委託費 決定日額	㊟保 資格の有 無及び賃 金日額
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			
	男・女	歳				年 月 日から 日間			

(注) 1 ※印欄は都道府県知事が記入する。

2 実習期間のうち, 開始日及び終了日は空欄にして, 都道府県知事が記入しても差支えない。

2 委託先事業所

事業所名	所 在 地
代表者名	事 業 容 資 金 本 額 従 員 業 数
指 導 員 氏名	男 女 歳 学 歴 資 格 許 免

短期の職場適応訓練(職場実習)委託契約書

茨城県職場適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき, 茨城県知事を甲とし, (住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として, 次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は, 昭和 年 月 日付け の公共職業安定所長のあつ旋により, 当該あつ旋に係る短期の職場適応訓練(職場実習)(次条において「職場実習」という。)を乙に委託する。

第2条 職場実習の実施, 委託料の支払, 本契約の効力の変更その他職場実習に関する事項については, 規則に定めるところに従って行われるものとする。

上記契約の証しとして契約書2通を作成し, 双方記名捺印の上, 各々1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲 水戸市三の丸1丁目5番38号(茨城県知事 氏 名 ㊟)

乙 (住所又は所在地)(氏名又は名称及び代表者 氏 名 ㊟)

様式第1号の3 (第7条)

昭和 年度短期の職場適応訓練(職場実習)特例受託申込書

茨城県知事 殿

昭和 年度における短期の職場適応訓練(職場実習)の特例受託を申し込みます。

昭和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

印

の事業概要	事業主名 (代表者氏名)		主たる事務所の所在地				
	事業内容		資本金額		従業員数		
職 種	昭和 年度における採用計画(予定)					職場実習 受託見込数	予定指導員氏名
	男	女	(中高年齢者)	(心身障害者)	計		
計							
(過去 三カ 年の 実績 職場 適 応 訓 練)	通 常 分		職 場 実 習		公共職業安定所長の意見 公共職業安定所長 印		
	年度						
	年度						
	年度						

短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託契約書

茨城県職場適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき、茨城県知事を甲とし、(住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、昭和 年 月 日付けの乙からの短期の職場適応訓練(職場実習)特例受託申込み(上記のとおり)を承諾し、当該申込みに係る短期の職場適応訓練(職場実習)(次条において「職場実習」という。)を乙に委託する。

第2条 職場実習の実施、委託料の支払、本契約の効力の変更その他職場実習に関する事項については、規則に定めるところに従って行われるものとする。

上記契約の証しとして契約書2通を作成し、双方記名捺印の上、各々1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲 水戸市三の丸1丁目5番38号(茨城県知事 氏 名 印)

乙 (住所又は所在地)(氏名又は名称及び代表者 氏 名 印)

様式第2号中「(第4条第2項)」を「(第4条第3項)」に、「職場適応訓練受講指示^{変更}_{取消し}連絡通知書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)受講指示^{変更}_{取消し}連絡通知書」に、「職場適応訓練」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)」に改める。

様式第3号中「職場適応訓練実施決定通知書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)実施決定通知書」に、「職場適応訓練」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第11条第3項)

職 場 適 応 訓 練 費 請 求 書

金 円也

内 訳

職場適応訓練生氏名	月 区 分	訓 練 日 数	金 額	備 考

上記のとおり請求します。

職場適応訓練費振込先

金 融 機 関 名 銀 行 支 店

口 座 種 類 預 金

口 座 番 号

昭和 年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者氏名

印

茨城県知事 殿

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2 (第11条第3項)

職場適応訓練費(職場実習分)請求書

金

円也

内 訳

職 場 実 習 生 氏 名	実 習 期 間	実 習 日 数	金 額	備 考

上記のとおり請求します。

職場適応訓練費(職場実習分)振込先

金 融 機 関 名 銀 行 支 店

口 座 種 類 預 金

口 座 番 号 _____

昭和 年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者氏名

㊞

茨城県知事

殿

様式第5号中「(第12条第1項)」を「(第13条第1項)」に、「職場適応訓練委託契約^{変更}解除協議書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)委託契約^{変更}解除協議書」に、「訓練生氏名を」^{訓練生実習}氏名」に改める。

様式第6号中「(第12条第3項, 第13条第2項)」を「(第13条第3項, 第14条第2項)」に、「職場適応訓練委託契約^{変更}解除通知書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)委託契約^{変更}解除通知書」に、「職場適応訓練」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)」に、「訓練生氏名」を^{訓練生実習}氏名」に改める。

様式第7号中「(第12条第3項)」を「(第13条第3項)」に、「職場適応訓練委託契約^{変更}解除不同意通知書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)委託契約^{変更}解除不同意通知書」に、「職場適応訓練」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)」に改める。

様式第8号中「(第16条第1項)」を「(第17条第1項)」に、「職場適応訓練実績報告書」を「^{短期の}職場適応訓練(職場実習)実績報告書」に、「職場適応訓練」を「^{職場実習}職場適応訓練」に、「カ月」を「^月日間」に、「訓練効果」を^{訓練実習}効果」に改める。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第17条第1項)

短期の職場適応訓練(職場実習)実績報告書

(特例契約事業所用)

茨城県知事 殿

下記のとおり、昭和 年 月中に終了した職場実習の実績を報告します。

昭和 年 月 日

(事業所名)

(代表者名)

印

(所在地)

職場実習生氏名	実 習 期 間	実習職種	雇入れ期日	備 考
	昭和年月日 年月日 ～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			
	～ 日間			

公 共 職 業 安 定 所 長 意 見 欄

昭和 年 月 日

公共職業安定所長

印

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の茨城県職場適応訓練委託規則(以下「改正後の規則」という。)第11条の規定(職場実習に係る部分を除く。)は、昭和55年4月1日から適用する。
- 昭和55年3月31日以前の職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の茨城県職場適応訓練委託規則の規定により昭和55年4月1日以後の分として支給された職場適応訓練費は、改正後の規則の規定による職場適応訓練費の内払いとみなす。

告 示

茨城県告示第1450号

中高年齢失業者等職場適応訓練基準(昭和38年茨城県告示第1141号)の一部を次のように改正する。

昭和55年10月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

題名を次のように改める。

茨城県職場適応訓練基準

第1項中「中高年齢失業者等」を「職場適応訓練の対象者」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、職場実習の場合の職種は、当該職場実習終了後職場実習委託対象事業主に雇用された場合に、実際に従事することとなる作業に係る職種とする。

第2項第4号中「身体障害者」を「心身障害者」に、「1年とし」を「1年以内とし」に、「1年から」を「当該期間から」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 上記にかかわらず、職場実習の期間は原則として2週間以内とする。ただし、別表に定める重度の心身障害者を対象とする職場実習の期間は、原則として4週間以内とする。

第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

3 訓 練 内 容

職場実習を除く職場適応訓練の場合は、次の(1)から(4)によるところとし、職場実習の場合は、(5)によるところとする。

第3項に次の1号を加える。

(5) ア 目 的

実際に従事することとなる仕事を経験させることにより、職場実習生に対しては就業の自信を与え、事業主に対しては当該職場実習生の技能の程度や職場適応性の有無をは握させることを目的とする。

イ 訓 練 要 目

訓練要目は事業及び勤務に関する基礎的知識の付与、職場の詳細な説明及び従事する職務についての基本的作業の実習であり、その細目は職場実習を行う事業所がその内容に応じて定めることとし、職場実習生の知識、技能等の状況、作業の内容に応じて実施するものとする。

なお、職場実習生が身体障害者である場合には、勤務生活に慣れるための指導として「ラジオ体操、歩行運動などの体力増進のための運動、障害、身体部位を作業等に適合させるための運動」を併せて実施するものとする。

ウ 訓練時間の基準

訓練時間は、当該事業所における通常の勤務時間を超えない時間とする。

別表に見出しとして「重度の心身障害者の範囲」を付し、別表にカとして次のように加える。

カ 精神薄弱者については、知能検査によつて測定された知能指数（IQ）が50未満の精神薄弱者であつて、動作能測定（労働省編一般職業適性検査第2（CARTⅡ）手腕作業検査盤を使用し、検査M、Nにより行うものをいう。）によるM、Nの評価のいずれかが中以下であるもの。

~~~~~

---

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（金 1,200 円）  
（休日の場合は繰り下ぐ）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所